

日本美術教育学会

THE ART EDUCATION SOCIETY OF JAPAN

日本美術教育学会は、美術教育の理念を究明し、より良い教育実践の方策を探求することを目的として、昭和25年、京都大学文学部教授・井島勉を会長として創立されました。学術研究大会を京都大学において開催すること27回、その後日本各地で開催を継続し、2011年には第60回を迎えます。

その間、機関誌および会報を定期的に発刊し、会員相互の連携と研鑽を深めつつ、背骨ある美術教育者を育てて参りました。第13期から第19期まで連続して日本学術会議に登録され、日本を代表する美術教育研究団体として今日に至っております。

本学会は、美術教育の研究・実践に携わる方々をはじめとし、美術教育の重要な意義を確信し、その発展に寄与することをめざす方々によって構成されております。

現在、年に1回の学術研究大会を開催し、学会誌『美術教育』を刊行しています。会員は、これらの機会に研究成果を口頭発表及び論文として投稿することができます。(研究論文は査読されます)

また、各種セミナー、シンポジウムを開催するなど、美術教育の研究者だけでなく、教育実践に携わる方や美術や教育に関心をお持ちのすべての方々に広く門戸を広げております。

2010年1月

学会の概況

1950年(昭和25年)設立、1951年(昭和26年10月)第一回学術研究大会を開催

初代会長 井島 勉 京都大学文学部教授

二代会長 中村二柄 京都教育大学教授

三代会長 神林恒道 大阪大学名誉教授

目的：美術教育の根本理念を探求し、その実践の方策を討究すること。(会則第2章第5条)

会員数 350名 (2010年1月現在)

第19期日本学術会議登録団体 (13期より連続7期登録)

学会誌発行 第292号 (A4版、年1回発行、2010年1月現在)

会報 発行 第126号 (A4版、年2回発行、2010年1月現在)

■学術研究大会 1951年の設立から毎年開催

最近の大会

第51回大会 滋賀 (2002年8月、滋賀大学教育学部)

共同討議テーマ「美術教育は改革の礎となりうるか?—真の教育改革とは—」

講演Ⅰ「死と教育」

上越教育大学 教授・元文部省初等中等局教科調査官 西野範夫

講演Ⅱ「ゆとりほど苦しいものはない」

情報科学芸術大学院 教授 吉岡 洋

第52回大会 岡山 (2003年8月、倉敷市民会館)

共同討議テーマ「鑑賞教育の内容と方法—学校と美術館との連携をさぐる—」

講演「美術教育を軸とした美術館と学校との新たな連携に向けて」

愛知教育大学 教授 ふじえ みつる

第53回大会 京都 (2004年10月、立命館大学・衣笠キャンパス)

共同討議テーマ「みることとつくること—子どもとアートの関係を模索する—」

講演「子どもたちの想像力を育む」

東京大学大学院教育学研究科 教授 佐藤 学

- 第 54 回大会 奈良 (2005 年 8 月、奈良県文化会館)
共同討議テーマ「なぜいま美術教育なのか ―その力を改めて問う―」
講演「仏像と向き合って」
東大寺長老 (前管長) 橋本聖圓
- 第 55 回大会 静岡 (2006 年 7 月、静岡文化芸術大学)
共同討議テーマ「つくり出す喜びから生きる喜びを求めて―美術教育の力を改めて問う―」
講演「日本の美しさとは何か」
静岡文化芸術大学 学長 木村尚三郎
- 第 56 回大会 東京 (2007 年 8 月、青山学院大学)
共同討議テーマ「美術教育のアイデンティティ-美術文化の相違を超えて-」
講演 I 「〈個〉の表現と〈公〉の表現をめぐる」
早稲田大学 教授 丹尾 安典
講演 II 「「美術教育から〈学び〉の変革を！」
青山学院大学教授／東京大学名誉教授 佐伯 胖
- 第 57 回大会 大阪 (2008 年 8 月、大阪大学中之島センター), InSEA 世界大会 in 大阪 (共催)
共同討議テーマ「子どもの主体的表現とまなごしの共有― 幼児の造形活動に学ぶ―」
講演「感性をひらく教育として」
日本美術教育学会会長／立命館大学大学院教授 神林恒道
- 第 58 回大会 滋賀 (2009 年 9 月、滋賀県立近代美術館)
共同討議テーマ「感性を拓く美術の学び-美術の力を改めて問う」
講演「アートを中心に据えた園や学校づくりをもとめて-子どもの表現とアート-」
東京大学大学院教育学研究科 教授 秋田喜代美
講演「あじわいの美学」
日本美術教育学会会長／大阪大学名誉教授 神林恒道

●日本美術教育学会 HP : <http://www.aesj.org>

会 長 神林恒道 (大阪大学名誉教授)

本 部 同志社大学文学部

事務局 〒525-0057 滋賀県草津市桜ヶ丘四丁目 12 番 12 号 大橋 功方

Tel:077-535-1423, Fax : 077-564-3265

E-mail : honbu@aesj.org

日本美術教育学会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本美術教育学会と称する。
第2条 本会は本部を同志社大学文学部に置く。
第3条 本会は事務局の連絡先を会長が指定し委員会で承認された場所に置く。

第4条 本会は委員会の承認を経て支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第5条 本会は美術教育の根本理念を探究し、その実践の方策を討究することを目的とする。

第6条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術研究大会及び各種研究会の開催
- 2) 学会誌・会報等の発行
- 3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第7条 本会は次の会員によって構成する。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同するもの
- 2) 特別会員 本会の目的に賛同し、正会員の推薦を受けた法人、又はそれに準ずるもの。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
専門委員 若干名
委員（代表委員1名・事務局長1名）若干名
監事 2名
幹事 若干名

第9条 会長及び代表委員は委員会の推薦により選出する。会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。代表委員は委員会を代表する。また、会長が不在の場合には代表委員が本会の業務を統括し、本会を代表する。

第10条 委員・幹事・専門委員及び監事は会員より選出する。
1) 委員及び監事は会員より選出し、会長がこれを委嘱する。選出方法は別に定める。
2) 事務局長は委員互選により選出し、会長が委嘱する。
3) 幹事は委員会がこれを推薦し、会長が委嘱する。
4) 専門委員は事項に関して会長が委嘱する。

第11条 委員は本会運営の方策を協議し、運営の執行にあたる。事務局長は事務局会を統括し事務執行にあたる。監事は会計監査を行う。

第12条 役員は任期は3年とする。ただし再選は妨げない。補充による役員は前任者の残任期間とする。

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は委員会が推薦し会長がこれを委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。

第5章 総 会

第14条 総会は年1回会長がこれを招集する。ただし別に委員会が必要と認めた場合、又は会員総数の3分の2以上の要求のあるときこれを開くことができる。

第15条 次の事項は総会に提出してその承認を受けなければならない。

- 1) 事業計画及び収支予算についての事項
- 2) 事業報告及び収支決算についての事項
- 3) 会則の変更及び解散についての事項
- 4) その他委員会において必要と認めた事項

第16条 総会の議事は出席会員の過半数を以て決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第6条 会 計

第17条 本会の経費は会費及びその他の収入を以てこれに当てる。

第18条 会計年度は4月1日より始まり翌年の3月31日を以て終わる。

付 則

(1) この会則は昭和54年11月22日より実施する。

(2) 昭和61年8月9日 一部改正

(3) 平成2年8月10日 一部改正

(4) 平成9年8月10日 一部改正、平成9年4月1日より適用

(5) 平成13年8月12日 一部改正、平成13年4月1日より適用

(6) 平成15年8月3日 一部改正、平成15年4月1日より適用

(7) 平成19年4月1日 一部改正

(8) 平成21年9月18日 一部改正、平成21年4月1日より適用

<会員の入退会に関する細則>

第1条 本細則は日本美術教育学会会則第7条における会員の入退会について規定する。

第2条 (入会) 正会員としての入会は本会員1名の推薦と入会用紙の提出および会費の納入を以て完了とする。

第3条 (退会) 退会用紙の提出を以て完了する。また、会費の未納入及び転居先不明が2年以上の場合、自動的に退会扱いとする。

付 則

本細則は平成15年8月3日より施行する。

<会費に関する細則>

第1条 本細則は日本美術教育学会会則第17条における会費の納入について規定する。

第2条 会員会費は以下の通りとする。

正会員 年額 6,000円

特別会員 年額 一口 20,000円

第3条 会員会費は原則として所定の郵便振込用紙により、毎年度3月31日までに納入するものとする。

付 則

本細則は平成15年8月3日より施行する。

<事務局に関する細則>

第1条 (目的) 本細則は、事務局会の任務・構成について規定する。

第2条 (任務) 事務局会は、次の任務を遂行するものとする。

- (1) 会員名簿の管理
- (2) 学会誌、会報の編集発行
- (3) 会費管理
- (4) 各種事業の実務全般

第3条 (構成) 事務局会は次によって構成されるものとする。

- ・会長 1名
- ・代表委員 1名
- ・事務局長 1名
- ・会長より委嘱された委員 若干名
- ・幹事 若干名

第4条 (部会) 事務局会には次の部を置き、委員および幹事から互選により部長を置く。なお、庶務部長は事務局長が兼務する。

- ・庶務部
学会の庶務全般
- ・編集部
学会誌及び会報の編集発行
- ・会計部
学会の会計全般

付 則

本細則は平成15年8月3日より施行する

学会誌編集に関する規程

1 掲載内容

学会誌の掲載内容は以下のようにする。

- (1)研究論文（査読・英文レジュメあり）
- (2)実践報告(査読なし)
- (3)学会記録－学術研究大会講演およびシンポジウム記録，研究発表概要など
- (4)研究ノート，書評，論考，巻頭言，随想など
- (5)その他

2 投稿条件

- (1)投稿者は，単著・共著ともすべて本学会会員であること。
- (2)「研究論文」はオリジナルなものに限る。他学会誌にすでに発表したものは除外する。
- (3)投稿希望者は，学会誌に添付されている「投稿用紙」に必要な事項を記入し、「学会誌執筆に関する細則」にもとづいた原稿を投稿すること。

3 掲載条件

学会誌に掲載する「研究論文」，「実践報告」等は次のいずれかに該当していることを原則とする。

- (1)投稿された「研究論文」で，査読の結果を受け掲載可能となった論文であること。
- (2)学術研究大会で発表した「実践報告」。または，投稿された「実践報告」で掲載可能と編集委員会が判断したもの。
- (3)編集委員会の企画により依頼された研究論文及び論考，巻頭言，随想，実践報告，研究ノートや書評等。

4 著作権

学会誌に掲載された研究論文，実践報告等を含め，全ての著作権，及び学会誌の出版権は当学会が有する。

5 体裁及び執筆要項

学会誌の体裁は，A4版とし，詳細については，別に定める「学会誌執筆に関する細則」による。

6 学会誌校正

筆者校正は，研究論文，実践報告のみ再校（二校）までとする。それ以降は編集委員会にて行う。入稿後の変更は，学会編集委員会で指定された以外は原則として認めない。また，文字の配列や図版など頁のレイアウトについては，編集委員会の判断で変更する場合がある。

7 投稿提出物

- (1)査読用「研究論文」原稿の場合

①投稿用紙

②「学会誌執筆に関する細則」に従って作成された原稿の複写（コピー）を4部提出する。写真や図表等も複写（コピー）でよい。

- (2)「実践報告」などの原稿の場合

①投稿用紙

②文字データを保存した媒体（CD-R等）1部。その媒体には，「論文題名」、「著者名」、「文書を作成したソフト名及びバージョン（例：ワード2007，一太郎2008）等」を明記すること。原則として，OSは，Windowsとする。

③別に定める「学会誌執筆に関する細則」に従って作成された「オリジナル原稿（写真，図表を添付）」と「その複写（コピー）」の各1部、合わせて2部を提出する。

- (3)採択「研究論文（修正採択を含む）」となった場合

①文字データを保存した媒体（CD-R等）1部。その媒体には，「論文題名」、「著者名」、「文書を作成したソフト名及

びバージョン（例：ワード 2007，一太郎 2008）等」を明記すること。原則として、OS は、Windows とする。

②「学会誌執筆に関する細則」に従って作成された原稿 2 部とオリジナルの写真、図表等を 1 部提出する。この際に、必ず写真や図表もプリントアウトし、サイズ（大・中・小）を指定したものを送ること。

8 投稿先及び問い合わせ

〒520-0862 滋賀県大津市平津 2-5-1 滋賀大学教育学部内
日本美術教育学会編集部 新関伸也 宛

・電話／FAX 077-537-7720

・Eメール： niizeki@edu.shiga-u.ac.jp

9 投稿締切日

(1)「研究論文」の投稿は、毎年 9 月 30 日を締切日とする（当日消印有効）。締切日を過ぎたものは受理しない。ただし、締切日以前の投稿については常時受理し、査読を行う。

(2)「実践報告」及び他の原稿については、毎年 10 月 31 日を締切日とする。

10 学会誌発行日

学会誌は、毎年 3 月 31 日を発行日とする。

11 投稿者学会誌送付

学会誌に掲載された「研究論文」「実践報告」等投稿者には、学会誌を 2 部贈呈する。

付則 (1) この規程は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

(2) 平成 17 年 4 月 1 日一部改正

(3) 平成 20 年 4 月 1 日一部改正

(4) 平成 22 年 4 月 1 日一部改正

1. 投稿「研究論文」の査読は、編集委員会の委嘱する 3 名の査読委員によって行われる。

2. 査読委員の選定は、以下に基づき学会会員の中から編集委員会が行う。

(1)査読委員は原則として 10 年以上の研究・実践歴を持ち、1 件以上の論文又はこれと同等以上の公開出版物を発行している者。

(2)投稿者と同一の機関に属する者又は研究・実践上綿密な関係にある者を選定しない。

(3)論文又は実践報告の論題に近い研究者を少なくとも 1 名は加える。

3. 査読委員は「査読基準」に基づき査読し、その結果及びコメントを編集委員会に報告する。

4. 査読結果は a) 採択, b) 修正採択, c) 不採択とする。

a)採択—掲載できる(表記の多少変更した方がよい場合も含む)

b) 修正採択—指摘されたことを再検討し、修正されれば掲載できる

c) 不採択—掲載しない

5. 編集委員会は、3 名の査読の結果及びコメントを投稿者に査読者名を伏せて文書により告知する。

6. 「査読基準」を次のように定め、各査読委員が a, b, c の判定をする。査読委員 3 名の判定結果を「別表 1」に照らし合わせて、最終的な判定を編集委員会が行う。

(1)研究内容

・独創性、新規性

・研究分野の発展・伸展への寄与

・研究継続の意義

(2)研究方法

・先行研究の検討や引用の適切性

- ・研究目的に応じた視点, 調査方法, 考察の妥当性

(3)論述

- ・論旨の明快さ, 一貫性
- ・表記や用語使用の適切さ

別表1

採 択 a	修正採択 b	不採択 c
a a a	a b c	b c c
a a b	b b b	c c c
a a c	a c c	
a b b	b b c	

付則 (1) この規程は平成16年4月1日より施行する。

(2) 平成17年4月1日一部改正

学会誌執筆に関する細則

学会誌に掲載される「研究論文」は、本細則に従って執筆するものとする。なお、「実践報告」及び他の原稿作成もこれに準ずるものとする。

1 原稿の形式

(1) 文字原稿は、手書きではなくワープロ印字したものを提出すること。書式は、A4版横書きで1頁40字×40行（1,600字）とする。

(2) 最大字数で15,500字とし、上記書式で10枚以内とする（400字原稿用紙約39枚）。ただし、写真・図表は本文中に割り付けず、まとめて別途添付すること。したがって、写真・図表は文字数に含まれない。ただし、学会誌では刷り上がりで10頁以内とする。

(3) 上記の他、英文レジュメを1枚作成する。ただし、実践報告の場合は、必要としない。

(4) 表題部分には、主題（タイトル）と必要あれば副題（サブタイトル）、英文の主題と副題、所属、執筆者名を記入する。英文の主題と副題は、英文レジュメの表題と同一にする。ただし、実践報告の場合は、必要としない。

(5) 共同研究等で執筆者が複数の場合は、主たる研究者を筆頭（ファースト・オーサー）にする。執筆者の所属を氏名の後に入る。

例：大津市郎（滋賀大学）・京極花子（京都教育大学）

(6) 英文レジュメの本文は、10行程度にまとめる。印刷頁では、最終頁に入れる。原則として、英語を母国語とする人のチェックを受けること。

(7) 英文レジュメの執筆者名は、姓・名の順とし、姓は全て大文字、名は頭文字のみ大文字で以下は小文字で表記する。

例：鈴木弘→SUZUKI, Hiroshi

2 表記について

(1) 原則として常用漢字を使用する。ただし、慣例による場合や固有名詞はこの限りではない。特に異体文字を使用するときは、出力した原稿の該当箇所を赤丸で囲む。ひらかなは、現代仮名遣いによる。

(2) パソコンやワープロにない文字を必要とする場合には、その箇所に□を入力し、プリントした該当箇所に正しい文字を朱書きする。

(3) 英数文字は頭文字や固有名詞、略称（例：NHK）などを除いて、原則として半角とする。

3 図・表・写真の扱い

(1) 表には、その頭に「表1」「表2」（出現順）を記し、そのタイトル等をその右に続けて記入する。

(2) 図及び写真の下に、順に「図1」「図2」または「写真1」「写真2」(出現順)と記し、タイトル等をその右に続けて記入する。

(3) 現物の図・表は黒一色で作成された鮮明な版下を提出する。ただし、査読用にはそのコピーを提出すればよい。

(4) 写真原稿はカラー、モノクロのどちらでもよいが、原則として印刷はモノクロとする。ただし、査読用にはそのコピーを提出すればよい。

(5) 現物の図・表・写真は台紙等に張りつけるなど、折れたり破損したりしないように梱包し、送付すること。

(6) 現物の写真には、トレーシング・ペーパーなどを重ねて、その上に割付上の「大・中・小」の指定、通し番号、タイトル等を記入する。

(7) デジタルデータに保存した写真や表を送付する場合は、ファイル名に、「通し番号、タイトル、サイズの指定、著者名字、の順」に明示すること。写真等の保存ファイル形式は(jpg.)形式とする。(例、「写真3. 子どもの作品(大)新関」、「表1. 描画の発達段階(中)新関」)

4 項立て・見出し

項立て・見出しは、下記のような番号と見出し語のみとする。

- ・大項目 1, 2, 3 . . .
- ・中項目 1-1, 1-2, 1-3 . . .
- ・小項目 1-1-1, 1-1-2, 1-1-3 . . .

大項目は見出しの入る行(1行または複数行)の前1行を余白として空ける。中項目、小項目以下は余白を空けない。

5 引用及び註について

(1) 直接引用文は、原則として「 」内に入れる。3行以上にわたる長文の場合は、行を改め2字分下げる。

(2) 直接引用で、旧漢字、旧仮名遣いを用いた場合は末尾に(原文のまま)と表記するそれらを常用漢字や現代仮名遣いに改めた場合は、末尾に(常用漢字、現代仮名遣いに改める)と表記する。

(3) 原文の誤字や当て字をそのまま引用する場合には、該当する文字の上に「ママ」と表記する。

(4) 註及び引用文献は論文の末尾にまとめる。註番号は該当する文節の末尾上(右肩)に通し番号¹⁾²⁾³⁾(出現順)で示す。なお、注番号はプリントしたものに朱書きで示してもよい。

(5) 注における引用文献は、著者(翻訳者)、「論文名」、『書名・雑誌名』、(雑誌の巻/号)、編著者、出版者(発行所)、発行年、ページの順にカンマ(,)で区切って示す。

例:¹⁾木下教子、「子どもの生活」、『現代保育講座』、(6巻2号)
山上学編、東西出版社、1991、p.176

(6) 同じ文献で通し番号が続いている場合は、先の項目の重複部分を省略する。

例:³⁾同上、p.176

(7) 通し番号は続いていないが、既に掲げた同じ文献を引用する場合は、著者名(姓のみ)、前掲書、ページを示す。

例:⁹⁾木下、前掲書、pp.160-165

(8) 本文中に直接引用しない文献は挙げない。

この細則は、平成16年4月1日より施行する。

平成17年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正